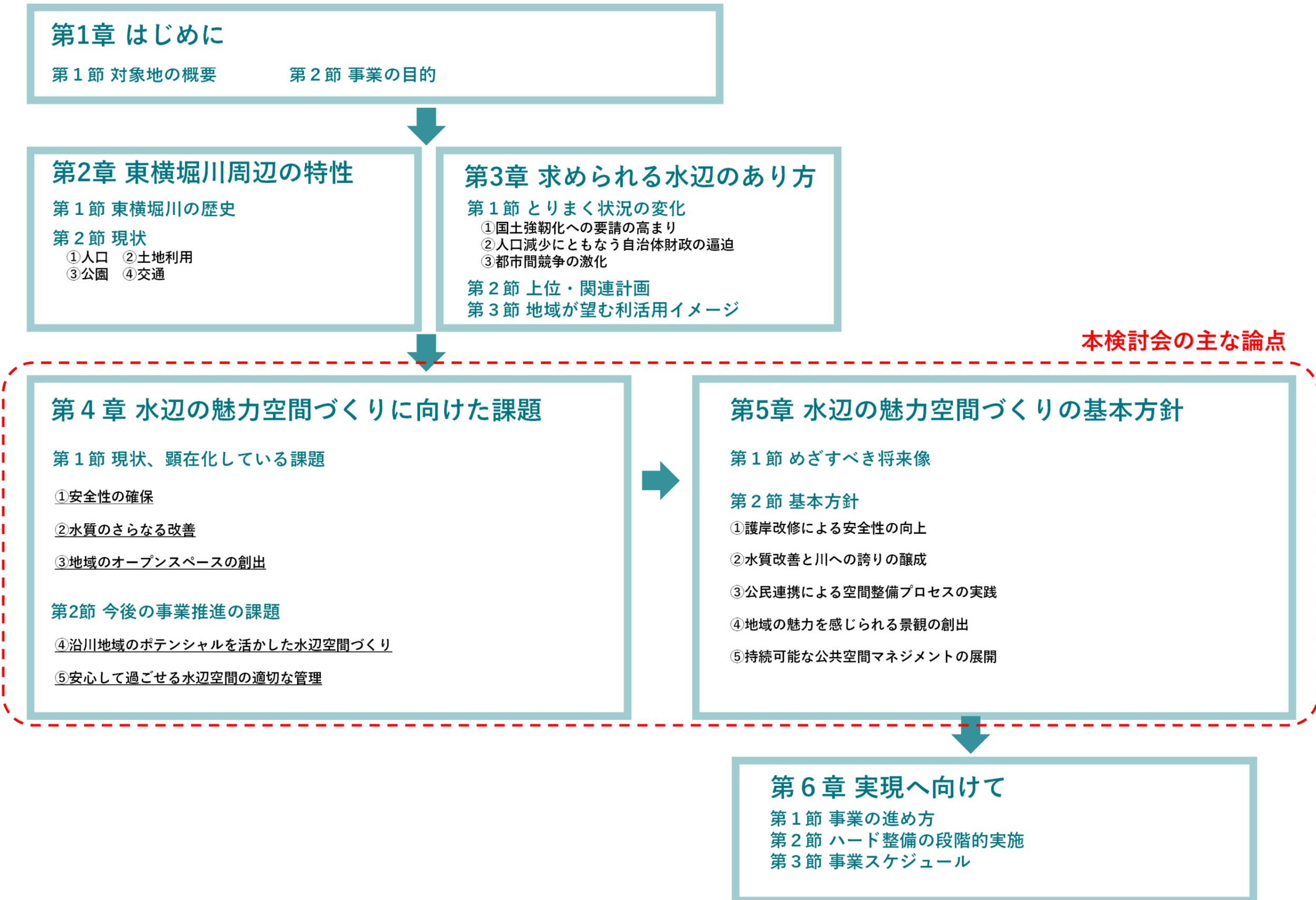


## 水辺空間整備のあり方について

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| ①第1回検討会の振返り                    | (資料3-1) |
| ②(仮称)東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針の章構成案 | (資料3-2) |
| ③課題と基本方針の整理                    | (資料3-3) |
| ④水辺の魅力空間づくりへ向けた取組み方針について       | (資料3-4) |
| ⑤今後のスケジュール(予定)                 | (資料3-5) |

	第1回検討会でいただいた意見	基本方針への反映方針
将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>水都大阪を考えるなら、国外からも観光資源としての魅力がある国際水準の水辺づくりを求めることが大切であり、<b>東横堀川の“地域と密着した水辺”という特性を生かし</b>、国際性と地域性、観光と日常を循環・連携させた場所づくり、使い方ができると良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5章第1節に<b>めざすべき将来像とそのイメージパス</b>を掲載予定</li> <li>第5章第2節基本方針③公民連携による空間整備プロセスの実践の中で、<b>地域の利活用ニーズの反映</b>プロセスについて記載</li> <li>第5章第2節基本方針④地域の魅力を感じられる景観の創出の中で、<b>空間の質を担保する取組み</b>について記載</li> </ul>
ハード整備・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハードの整備では、後背地のスペースや隣接する施設などを踏まえて、<b>きめ細かな場所ごとのポテンシャルの読み取りとデザインが必要</b>である。</li> <li>水辺空間の魅力として、目的性の高い場所をスポット的に配置するなど、シンボリックな整備・仕掛けを施し、遊歩道へのアクセス箇所では、行き先が視認できる整備が必要である。</li> <li>魅力づくりの観点と併せた利活用（アクセス）促進のため、遊歩道は縦断的にスロープで水辺と接続し、公園部分の高さ処理も緩やかにすると良い。平面形状も同様に、直線・直角的な形状ではなく、変化点は自然につながる処理が必要である。</li> <li><b>柵や高低差の処理においては水面を望むことができるデザイン</b>とし、舗装や照明は一体的・統一的なデザインとする必要がある。</li> <li>遊歩道そのものは連続せずとも、<b>水上の視点からは連続しているように見えるよう</b>、デザインに統一感を持たせるなど、イメージを連続させる整備も考えられる。</li> <li><b>護岸については、水上からの見え方に配慮</b>し、コンクリート壁も装飾するなど、汚れが目立ちにくく、人の手仕事感が見える処理を施すと良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5章第2節基本方針③公民連携による空間整備プロセスの実践の中で、<b>ハードとソフトの進め方</b>について記載</li> <li>第5章第2節基本方針④地域の魅力を感じられる景観の創出の中で、<b>空間の質を担保するためのデザイン指針</b>について記載</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の変化に対応できる空間づくりとしては、先行整備後に<b>一度使いこなす期間を設け、その後、追加整備するといった“二段階施工”</b>の考え方もある。</li> <li>既に地域団体があるところでは連携し、地域団体がいないところは市民活動を育てるワークショップ等と並走して、整備時点もしくは整備前から活動が生まれるような、<b>ソフト先行型のハード整備ができると良い</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6章 <b>今後の事業の進め方</b>について掲載予定</li> </ul>
利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>水上の移動を誘発させるため、まちの賑わいが水上から見えるような整備・利活用ができると良い。ライトアップや水面上のボートでの飲食など、既に営業している舟運事業者なども巻き込んで魅力を向上させることも考えられる。</li> <li>水辺の利活用として、水上でまち側の飲食店によるテラス的利用ができるなど、<b>まちから水上まで横断的な利用</b>ができてもおもしろい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5章第1節に<b>民間の期待値が向上するようなイメージパス</b>を掲載予定</li> </ul>
公民連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>利活用スキームについては、全川のスケールメリットを生かすべく、なるべく広範囲をまとめた組織を構築する方が良い。</li> <li>沿川のビルオーナーなど、事業者へのヒアリング・アンケートを実施し、事前のポテンシャル評価ができると良い。</li> <li>現在は閉鎖的で利活用されていないという場所のイメージを転換するため、<b>先駆的に活動されているプレーヤーを取り込み、シンポジウムなどで、東横堀川の水辺が日々の生活に必要な空間へ変化していくことを共通認識として広めていく</b>必要がある。</li> <li>利活用度合いの広域的な分布には、積極的に利活用される区間とそうでない区間との抑揚があっても良い。どの区間に利活用の需要があるか、どのような利活用ができるかについては、<b>地元に入っている方と共に考えていく方が良い</b>。</li> <li>利活用検討体制の公平性については、機会の公平性は担保しつつも、積極的な取り組みを抑制することにならないよう、注意が必要である。</li> <li>水辺のあり方をよくするための<b>組織・人づくり、知識・認識の共有</b>が大事である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5章第1節 <b>イメージパス</b>及び、第2節基本方針④地域の魅力を感じられる景観の創出の中で、<b>空間の質を担保するためのデザイン指針</b>について記載</li> <li>第5章第2節基本方針③公民連携による空間整備プロセスの実践の中で、ハードとソフトの進め方について記載</li> <li>第5章第2節基本方針⑤持続可能な公共空間マネジメントの展開の中で、<b>官民の役割分担と事業の進め方</b>について記載</li> </ul>



課題	基本方針	具体的な取組内容
<p><b>①安全性の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存護岸の高齢化が進行しており、計画的に更新していく必要がある。</li> <li>更新にあたっては、最新の耐震基準を満足する護岸構造とし、安全性を確保する必要がある。</li> <li>また、護岸の更新が完了するまでの間は、適宜補修を行い、健全性を確保する必要がある。</li> </ul>	<p><b>①護岸改修による安全性の向上</b></p> <p><u>高齢化が進む既設護岸を、最新の耐震基準を満足する護岸構造にて、計画的に更新する。</u></p> <p>新たな護岸は、<u>沿川の地盤高と概ねフラットに繋がり、水面が望める構造となる。</u></p> <p>既設の護岸や水門の定期点検を継続して実施し、点検結果に基づき、適宜メンテナンスを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新たな耐震護岸への更新整備</li> <li>▶点検に基づく護岸・水門のメンテナンス</li> </ul>
<p><b>②水質のさらなる改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組み（水門操作、MBR放流、下水整備）により水質は改善してきた。</li> <li>更なる水辺の利活用に向け、今後は水の濁りや透明度等の見た目に大きな影響を与えるSS(2mm未満の浮遊物質)への対策は必要である。</li> <li>SSを含む高速道路の路面排水が、直接流入しているため、対策が必要である。</li> </ul>	<p><b>②水質改善と川への誇りの醸成</b></p> <p>水質改善に向けて、<u>これまでの取組み（超高度処理水：MBRの送水、水門操作）の深度化</u>に加えて、<b>阪神高速道路の路面排水への対策</b>を講じます。</p> <p>水質改善の取組みについて周知・広報に取り組みつつ、地域の団体とも連携し、<b>環境意識の醸成</b>を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶MBR放流口の追加整備</li> <li>▶潮位観測による水門操作から水質観測による水門操作への深度化</li> <li>▶阪神高速道路の路面排水への対策（分水槽の設置）</li> <li>▶水質改善の取組みに関する周知・広報による環境意識の醸成</li> </ul>
<p><b>③地域のオープンスペースの創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東横堀川周辺はマンション開発等により人口が増加傾向にある一方、都心部は早くから市街地化が進み、自然の緑が少ない状況にある</li> <li>過年度の住民ワークショップにおいて、周辺に公園が少なく、公園使いができる場が必要との意見が挙げられている。</li> <li>川と民地の間の土地は都市公園区域に指定されているものの、多くは未開設となっている。開設済みの公園（東横堀公園・東横堀緑道）に至っても、公園と川が護岸で断絶されており、賑わいも乏しいなど魅力に欠ける状態となっている。地域活動の場となる魅力的なオープンスペースの創出が必要である。</li> </ul>	<p><b>③公民連携による空間整備プロセスの実践</b></p> <p><u>川と沿川建物間の水辺空間（仮称：リバーテラス）を整備し、地域交流や憩いの場として活用される空間を創出する。</u></p> <p>（1）地域の利活用ニーズの発掘プロセス</p> <p>まず、地域住民・事業者に対してアンケートやシンポジウム等を通じて興味を喚起し、<b>水辺の利活用に関心のある方（関心層）を発掘</b>する。次に、ワークショップや勉強会といった議論の場を通じて<b>地域として目指す将来像を共有する会議体</b>を設立する。社会実験等による検証を通じて、<b>地域の利活用ニーズを発掘</b>する。</p> <p>（2）地域の利活用ニーズの空間整備への反映プロセス</p> <p>リバーテラスは、<b>地域の利活用ニーズにフレキシブルに対応できることが原則</b>と考える。</p> <p>ニーズによっては、「夜間・荒天時の対応」や「植栽等の管理コスト」といった懸念事項も存在するため、<b>運用ルールや維持管理に関して行政と民間で協定を結ぶことでニーズの反映</b>を目指す。</p> <p>なお、東横堀川は延長が長く、沿川地域の特徴もさまざまであるため、ニーズ発掘の取組みは区間ごとに行い、<b>先行区間の知見を他区間に展開していく段階的なステップ</b>を想定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶アンケートやシンポジウムによるリバーテラス整備に関する周知と民間の機運の醸成</li> <li>▶ワークショップ、勉強会等の開催による地域の主体のネットワーク構築と将来像の設定</li> <li>▶地域の利活用ニーズを踏まえたリバーテラス整備（必要に応じて、公民で運用・維持管理の協定を締結）</li> <li>▶「都市・地域再生等利用区域」への指定</li> </ul>
<p><b>④沿川地域のポテンシャルを生かした水辺空間づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東横堀川には、本町橋をはじめとする歴史ある橋梁群や、飲食店をはじめとする個性的な沿川店舗、水面に映える木々、といった地域資源が存在する。</li> <li>水辺空間整備においては、これらの地域資源を活かした整備が求められる。</li> </ul>	<p><b>④地域の魅力を感じられる景観の創出</b></p> <p>リバーテラスの整備にあたっては、<u>水の回廊の一角として地域の魅力を国内外に向けて発信する役割が求められ</u>、国際水準の高質な空間を整備することで、地域の魅力を発信する景観を創出する。</p> <p>リバーテラスは河川・公園（一部、道路）に重複しているため、空間に現れる要素は各所管課に跨って設計・管理される。加えて、行政だけでなく、民間設置もあることから、<b>景観を構成する要素の調和を図る（クオリティをコントロールする）ことが高質な空間整備には不可欠。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶（仮称）東横堀川デザイン会議の発足</li> <li>▶デザイン指針の策定</li> <li>▶施工段階でのデザイン管理</li> </ul>
<p><b>⑤安心して過ごせる水辺空間の適切な管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状、川はまちの裏側になっている。周辺道路から沿川敷地へアクセスできる箇所は限定されており、沿川敷地には行き止まり箇所もある。</li> <li>水辺空間整備によって人が進入可能となることで、沿川建物への迷惑行為、ゴミのポイ捨て、不審者の徘徊といった治安の悪化が懸念される。</li> <li>適切な管理による清潔さの維持と、適度な人通りによる迷惑行為の抑止が求められる。</li> </ul>	<p><b>⑤持続可能な公共空間マネジメントの展開</b></p> <p>水辺空間を快適で滞在したくなる空間とするため、<b>適切に維持管理されていることや利活用によって適度な活気を感じられることが重要。</b></p> <p>維持管理：原則、行政が担うが、限られた財源のなかでは、地域が望む公共サービスを満足できない可能性がある。</p> <p>利活用：ノウハウの蓄積や地域事情に精通する民間主体が取り組むことで、より質の高い体験を提供できる。したがって、<b>公民連携による公共空間マネジメント</b>を目指す。</p> <p>公民連携による公共空間マネジメントの実現に向け、<b>公・民で話合う場（プラットフォーム）を水辺空間を“つくる”から、“使う”、“育てる”までフェーズに併せて設定</b>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶公民連携による維持管理・利活用の実践</li> <li>▶制度や行政内の体制の見直しによる柔軟な対応の実現</li> </ul>

現状、顕在化している課題

今後の事業推進の課題

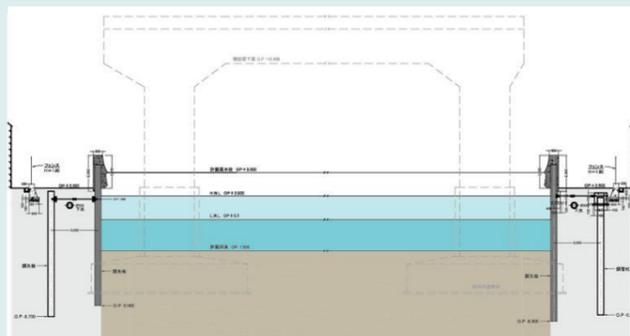
## 第4章 水辺の魅力空間づくりに向けた課題

### 第1節 現状、顕在化している課題

#### ①安全性の確保

昭和40年代に整備された東横堀川の既設護岸は、高齢化が進行しており、今後施設の更新時期が集中するため、計画的に更新していく必要があります。更新にあたっては、最新の耐震基準を満足する護岸構造とし、安全性を確保する必要があります。

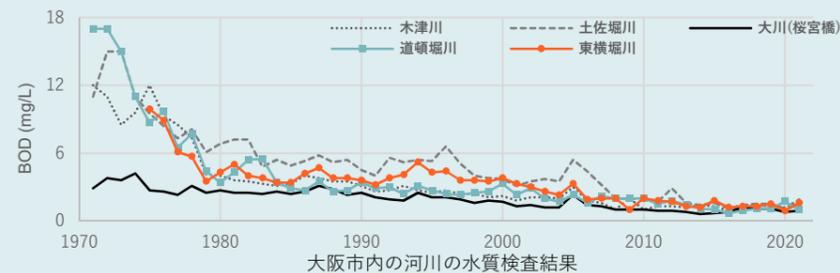
また、護岸の更新が完了するまでの間は、定期点検による状態監視を適切に実施し、不具合箇所が発見されれば適宜補修を行い、健全性を確保する必要があります。



現況断面の一例

#### ②水質のさらなる改善

東横堀川ではこれまでも水質改善の取組みを行ってきており、大川と同程度まで改善してきました。しかしながら、視覚的な綺麗さには課題があります。今後の水辺の快適性や利活用の促進に向け、水の濁りや透明度といった見た目に影響を与えるSS(2mm未満の浮遊物質)への対策が必要です。現状、SSを含む高速道路の路面排水が、川に直接流入しているため対策が必要です。



高速道路路面排水の流入

#### ③地域のオープンスペースの創出

東横堀川周辺はマンション開発等により人口が増加傾向にある一方、都心部は早くから市街地化が進み、自然の緑が少ない状況にあります。

過年度の住民ワークショップにおいても、周辺に公園が少なく、公園使いができる場が必要との意見が挙げられています。

東横堀川と民地の間の土地は都市公園区域に指定されているものの、社会情勢の影響もあり、多くは未開設となっています。また、開設済みの公園（東横堀公園・東横堀緑道）においても、公園と川が護岸で断絶され、賑わいも乏しいなど魅力に欠ける状態となっています。



開設済み公園の様子

地域において、日常から憩い、利活用される場となる魅力的なオープンスペースの創出が必要です。

### 第2節 今後の事業推進の課題

#### ④沿川地域のポテンシャルを生かした水辺空間づくり

東横堀川には、本町橋をはじめとする歴史ある橋梁群や、飲食店をはじめとする個性的な沿川店舗、水面に映える木々、といった地域資源が存在します。

水辺空間整備においては、これらの地域資源を活かした整備が求められます。

**東横堀川の自慢の“モノ”**

歴史・・・高麗橋、一番古い堀  
橋・・・本町橋、大手橋、思案橋、公儀橋  
桜・・・桜街道、桜回廊、本町橋BASE、東横堀公園

**東横堀川の自慢の“コト”**

人柄・・・オープン、受け入れてくれる、雰囲気・心意気  
水運・・・歴史街道の川版、昔の遊び場、思川への想い  
桜・・・お花見、人が集う

**東横堀川を言い表す“コトバ”**

昔・・・場末の川  
川が主役・・・横堀散歩道  
こだわり・誇り・・・東横堀散歩道⇒安心・気軽に歩ける  
川を市民の手に取り戻す  
自分たちのプロムナード  
イメージ・・・人・子どもにやさしい あたたかみ  
気軽・安心・・・ちょっとふらふら  
校庭の木煉瓦・・・レトロ

2020ワークショップで整理されたキーワード

#### ⑤安心して過ごせる水辺空間の適切な管理

現状、川はまちの裏側になっており、沿川建物は川に背を向けています。また、周辺道路から沿川の空地へアクセスできる箇所は限定されており、沿川敷地には行き止まり箇所もあって閉鎖的な空間となっています。

水辺空間整備によって沿川の敷地に人が進入できるようになることで、沿川建物への迷惑行為や、ゴミのポイ捨て、不審者の徘徊といった治安の悪化が懸念されます。

整備にあたっては、適切な管理による清潔さの維持と、適度な人通りによる迷惑行為の抑止が必要です。



水辺空間の様子



背を向けた沿川建物

# 第5章 水辺の魅力空間づくりの基本方針

## 第1節 めざすべき将来像

### （仮）川とくらす、川を育てる —川とまちが繋がる水辺空間の再生—

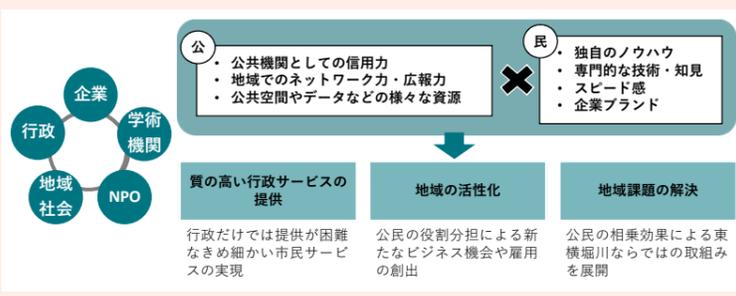
水の回廊の中でも、東横堀川は大阪最古の堀川という歴史性や、沿川建物と川の距離の近さ、周辺は住商が混在した生活の場であるといった個性があります。そこで、東横堀川の水辺空間の魅力は「地域の“くらし”に根差した水辺である」ことだと考えます。

「地域のくらしに根差した水辺」であるために、行政による空間整備によって物理的に川とまちを繋げるだけでなく、地域住民や事業者といった民間の主体が積極的に関わり、「東横堀川でやりたいこと」を実現できる場であることが不可欠です。そこで、東横堀川の水辺の魅力空間づくりにおいては、行政・民間双方で東横堀川周辺を“育てる”（公民連携で取り組む）ことを目指します。

イメージパース

#### 公民連携（官民連携）とは？

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことによって、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。民間の知見や資源を活かすことで、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待できます。



地域のくらしに根差した水辺として東横堀川を再生させることで、大阪の都心における水辺のライフスタイルという水の回廊の中でも他にない新たな魅力をつくりだすことができ、国内外に訴求する観光資源としての役割も果たすことが期待されます。

パースは以下の方針で作成を検討中

- ・ 様々なニーズに応えられることを表現
- ・ 民間の期待値を上げられるイメージを示す

# 第5章 水辺の魅力空間づくりの基本方針

## 第2節 基本方針

### ① 護岸改修による安全性の向上

昭和40年代に整備された既設護岸は、台風時の高潮被害を防止するため高い護岸構造となっており、「川」と「まち」が隔てられた状況となっています。

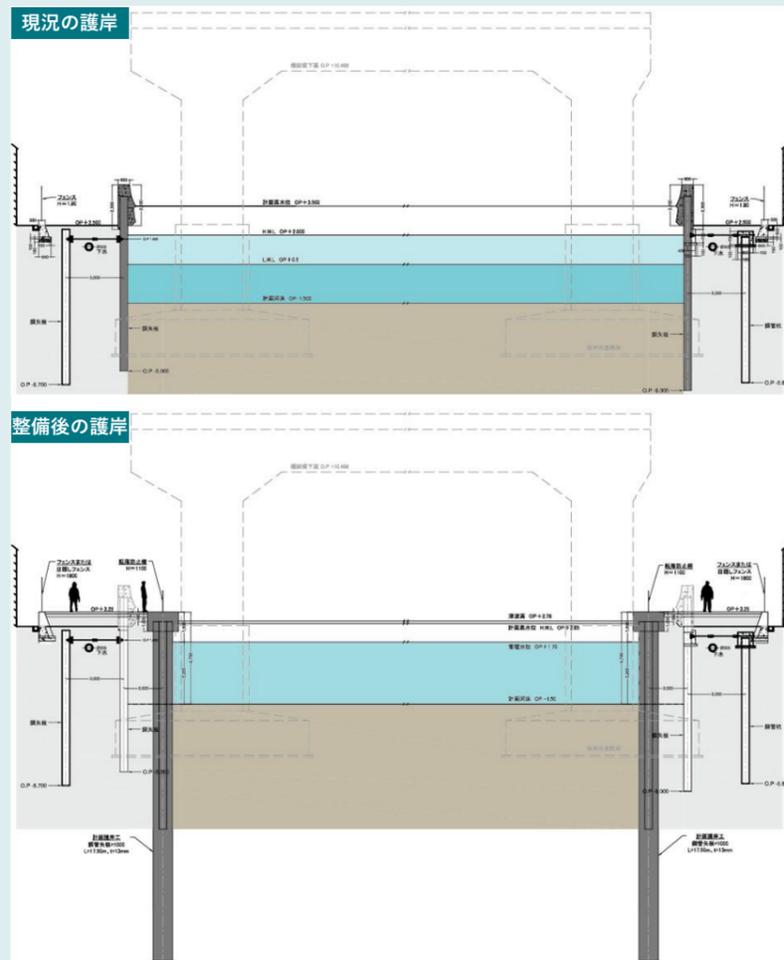
平成12年度に、高潮の防御、水位の制御、水質の浄化を目的として、東横堀川水門と道頓堀川水門が完成しました。両水門により高潮防御ができることで、新たな耐震護岸への更新整備においては、沿川の地盤高と概ねフラットに繋がりを、水面が望めるような護岸天端高さでの整備が可能となります。すなわち、**治水上の機能の満足と地震に対する安全性の向上を叶えつつ、水辺を感じられる空間が創出できます。**

なお、全川に渡る護岸更新の完了には長い時間を要するため、更新が完了するまでの間は、既設の護岸や水門の定期点検を継続して実施し、**点検結果に基づき、適宜メンテナンスを行います。**

項目	採用値	根拠資料
計画高水位 (H.W.L.)	O.P.+2.65m	
期望平均満潮位	O.P.+2.20m	道頓堀川 河川再生計画書
管理水位	O.P.+1.70m	
計画河床高	O.P.-1.50m	
計画高水流量	26 m <sup>3</sup> /s	
計算断面 (河道幅員)	15.0m	道頓堀川 河川再生計画書
止水ライン	O.P.+3.25m	
護岸天端高	O.P.+3.25m	
背面地盤高	O.P.+2.50m (橋下)	計画高水位(O.P.+2.65m)+余裕高(0.6m)
	O.P.+3.25m	
津波高	O.P.+2.78m	東横堀川最上流の最大値 ※津波高+広域沈下量0.25m

#### 具体的な取組内容 (案)

- ▶ 新たな耐震護岸への更新整備
- ▶ 点検に基づく護岸・水門のメンテナンス



### ② 水質改善と川への誇りの醸成

水辺空間や水上アクティビティ等を快適に過ごせるよう、**水質を改善**します。

水質改善に向けては、**これまで実施していた取組み (超高度処理水：MBRの送水、水門操作) の深度化**に加えて、特に見た目に影響する水質 (透視度) について、**阪神高速道路の路面排水への対策**を講じます。

また、水質改善の取組みについて周知・広報に取り組みつつ、地域の団体とも連携し、**環境意識の醸成** (清掃活動の促進、ポイ捨てなどのマナーの改善) を図ります。

#### 具体的な取組内容 (案)

- ▶ MBR放流口の追加整備
- ▶ 潮位観測による水門操作から水質観測による水門操作への深度化
- ▶ 阪神高速道路の路面排水への対策 (分水槽の設置)
- ▶ 水質改善の取組みに関する周知・広報による環境意識の醸成



写真



写真



道頓堀川水門

# 第5章 水辺の魅力空間づくりの基本方針

## 第2節 基本方針

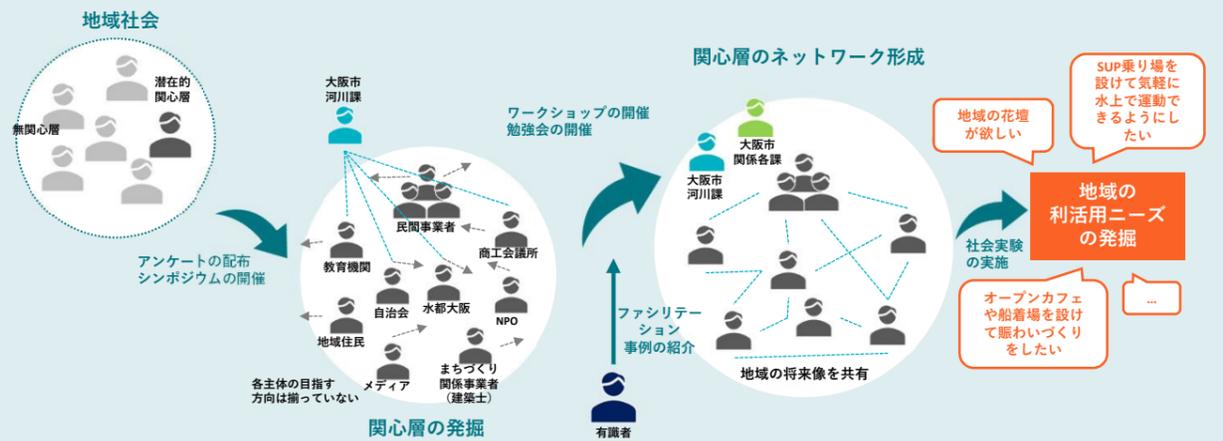
### ③ 公民連携による空間整備プロセスの実践

護岸改修に併せて、川と沿川建物間の水辺空間（仮称：リバーテラス）を整備し、地域交流や憩いの場として活用される空間を創出します。整備後の使われ方（ニーズ）を踏まえた空間整備は、（1）地域の利活用ニーズの発掘プロセスと（2）地域の利活用ニーズの空間整備への反映プロセスの2つのプロセスに分けられます。

#### （1）地域の利活用ニーズの発掘プロセス

現状の東横堀川は閉鎖的で容易に近寄れないため、川や水辺の活用に「興味がない人（無関心層）」や「興味はあるができていない人・どうやって始めればよいかわからない人（潜在的関心層）」の割合が大きいと考えられます。そこで、まずは地域住民の方や事業者の方に対してアンケートやシンポジウム等を通じて興味を持っていただき、水辺の利活用に関心のある方（関心層）を発掘します。

また、関心層の中でも、各主体の目的や目標は異なることが予想されます。ワークショップや勉強会といった議論の場を設けることで関心層のネットワークをつくり、地域の目指す将来像を共有する会議体を設立することで公共性を担保します。社会実験等による検証を通じて、空間整備へのニーズの発掘に繋がります。

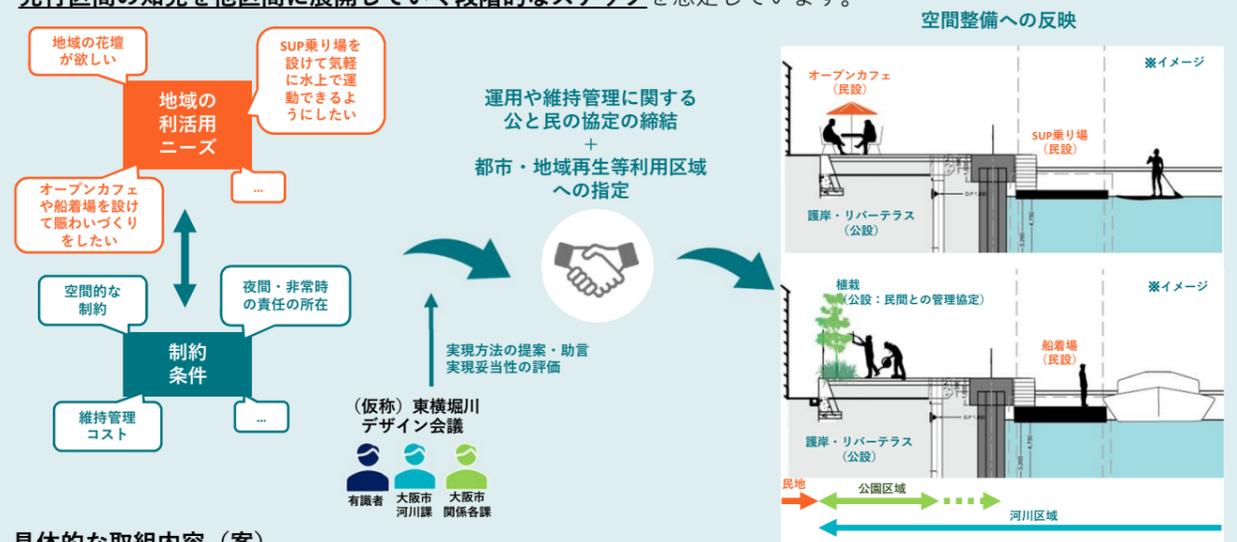


#### （2）地域の利活用ニーズの空間整備への反映プロセス

リバーテラスは河川区域と公園区域に重複して指定されており、公共空間として整備されます。整備にあたっては、地域に活用される空間の創出のため、地域のニーズにフレキシブルに対応できることが原則と考えます。

ただし、地域ニーズの反映においては、「地域が求める施設・設備がある状態で、治水上の機能を満たすか」といった空間的な制約条件や、「夜間・荒天時の対応（責任の所在）」や「植栽等の管理コスト」といった運用ルール・コストなどの懸念事項も勘案して判断が必要です。必要に応じて、運用ルールや維持管理に関して利活用を行う主体（沿川店舗事業者や地域団体などを想定）と行政で協定を結び、地域ニーズの空間整備への反映を目指します。また、河川空間の利活用の促進に向け、行政側では「都市・地域再生等利用区域」への指定に向けて取り組むことで、利活用を支援します。

なお、東横堀川は延長が長く、沿川地域の特徴もさまざまであるため、ニーズ発掘の取組みは区間ごとに行い、先行区間の知見を他区間に展開していく段階的なステップを想定しています。



#### 具体的な取組内容（案）

- アンケートやシンポジウムによるリバーテラス整備に関する周知と民間の機運の醸成
- ワークショップ、勉強会等の開催による地域の主体のネットワーク構築と将来像の設定
- 地域の利活用ニーズを踏まえたリバーテラス整備（必要に応じて、公民で運用・維持管理の協定を締結）
- 「都市・地域再生等利用区域」への指定

# 第5章 水辺の魅力空間づくりの基本方針

## 第2節 基本方針

### ④地域の魅力を感じられる景観の創出

リバーテラスの整備にあたっては、整備方針③の地域の利活用ニーズの反映によって使いやすい空間とすることに加えて、現在の川がまちの裏側となっている状況を刷新すべく、「**あえて歩きたくなる・過ごしたくなる**」空間を創出することが必要だと考えます。さらに、東横堀川は**水都大阪の水の回廊の一角として地域の魅力を国内外に向けて発信する**役割も求められるため、国際水準の高質な空間を整備することで、地域の魅力を発信する景観を創出します。

リバーテラスは河川区域と公園区域（一部、道路区域）に重複して指定されているため、護岸や転落防止柵、舗装、植栽、ファニチャー（照明やベンチ等）といった空間に表れる要素は各所管課に跨って設計・管理されることが想定されます。加えて、行政だけでなく、基本方針③にある民間からのニーズによって設置される要素もあることから、**景観を構成する要素の調和を図る（クオリティをコントロールする）ことが高質な空間整備には不可欠**と言えます。

空間のクオリティをコントロールするために、デザインを管理する組織とルールをつくります。また、上記の考え方が実際の空間整備の最終段階まで正しく反映されるよう、施工段階でのデザイン管理を行います。

### 具体的な取組内容（案）

▶（仮称）東横堀川デザイン会議の発足

水の回廊の一角にふさわしい高質な空間の創出のため、有識者・行政からなる（仮称）東横堀川デザイン会議を設け、河川・公園・道路といった分野横断で東横堀川の空間デザインを管理できる体制を構築します。なお、デザイン会議の射程とする「デザイン」とは、表層的な意匠面のデザインに留まらず、高質な空間創出の実現に必要な事業プロセスから、整備後のマネジメントに至るまでを指します。

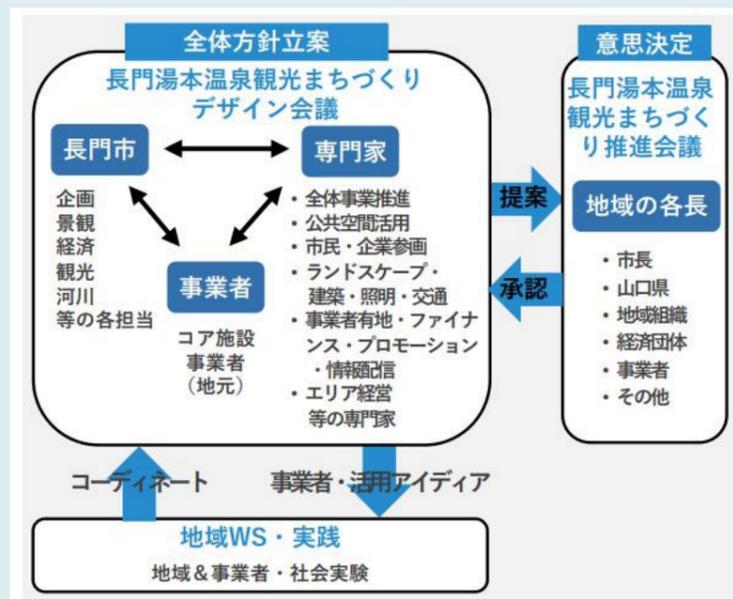
#### （仮称）東横堀川デザイン会議の役割

- デザインガイドライン（デザイン指針）の監修及び運用方針の決定
- 公共空間及び民間空間における都市デザインの調整
- その他都市デザインの推進に当たり必要な事項
- 各種主体（地域の会議体、行政、等）との連携

#### 委員構成（案）

有識者	・都市計画（川まちづくり）の専門家 ・都市デザインの専門家 ・ランドスケープの専門家
行政職員	・河川、公園、道路などの所管部局
他	必要に応じて民間の意見を広く聴取する。ただし、要望を伺う場ではなく、東横堀川のあるべき姿とその実現に向けて議論・調整する場とする。

### デザイン会議と公共・民間の会議体の関係についての事例



▲長門市 長門湯本地区

岡崎市 乙川リバーフロント地区まちづくり▶

#### 構想実現のための公民連携まちづくりによる推進体制

##### ①(仮) 公民連携推進室 序内横断型の都市戦略推進室

現状は、官民連携調整会議を設置し、各部署が推進する政策の連携調整を図っているが、部署横断的な事業の決定プロセスと調整に要する時間に課題がある。公民連携推進室は、将来的な財政負担を最小限に抑え、民間事業者との連携により事業を進め、継続的な公共投資と民間投資の誘発を複合的に推進していく。

##### ②PPP エージェント 民間自立型のまちづくり組織

PPP エージェントは、公共事業を行う際に、公共に代わって発注、計画、開発、運営を一体で進めていく事業者である。行政の財政的支援に頼らず自立的な民間経営を実現し、公民連携室と対をなす民間側の公民連携推進機関として位置付ける。

##### ③活用チーム 責任ある市民・民間組織

市民参加は、政策立案から空間整備、運営までの各段階において、それぞれ適切な市民参加の権限と手法を行使すべきである。市民・民間事業者が相応の責任能力体制（組織）を構築するための育成プログラムや社会実験事業の実施を積極的に行う。

##### ④デザイン会議 専門家による都市デザイン推進会議

デザイン会議は、都市経営、建築、ランドスケープ、プロモーション等の専門家ならびに関連部署による会議体とし、(仮)おとがわプロジェクトデザインガイドライン（以下、ガイドライン）の運用方針の検討や公共空間、公共施設及び道路等のオープンスペースにおける都市デザインの調整を行なうとともに、都市計画審議会や景観審議会等と連動を図りながら、都市の価値が高まり持続するために、魅力的な都市空間の形成と維持・活用を推進する。

▶ デザイン指針の策定

（仮称）東横堀川デザイン会議が主体となって、東横堀川の景観に関する考え方を示した「デザイン指針」を策定し、沿川全体に渡って統一感のある景観の創出を目指します。

#### 東横堀川の景観を考えるうえで重要なこと（例）

- まち～リバーテラス～水上の繋がりを感じられること
- 東横堀川の自慢のモノ（橋、木々）を尊重し、川と水辺で活動する人の様子が主役となること

#### デザイン指針記載内容（例）

護岸	水面を最大限見せるため、その他の要素は背景に徹するよう、護岸の被覆コンクリートの低明度化や表面仕上げの工夫。また視覚的ノイズとなる矢板の被覆。
転落防止柵	舟、水の揺らぎ、光の反射等、水面を効果的に見せるため、透過性の高い柵のデザイン
植栽	大阪都心の貴重な自然空間として、植栽の効果的な配置。高木については城北運河遊歩道内の植栽事例や、多自然川づくりポイントブック等を参考に、護岸構造への影響を適正に評価したうえで検討。
照明	護岸、水面、橋等のライトアップによる水の回廊の一角にふさわしい夜間景観の創出。夜間の安全性とともに、大阪都心の夜の魅力を発掘し、ナイトクルーズ、食べ歩き等の観光コンテンツ強化につなげる。
橋詰広場・出入口	遊歩道へ自然とアクセスできるようスロープ等を設け、水辺とまちをつなぐ場所として、橋詰広場・出入口のデザインが重要。
舗装・ファニチャー等	沿川全体にわたって、素材、色彩の考え方の統一等により、東横堀川のアイデンティティの強化を図ることが必要。

▶ 施工段階でのデザイン管理

「デザイン指針」が適切に運用されるよう、施工段階でのデザイン管理を行います。

# 第5章 水辺の魅力空間づくりの基本方針

## 第2節 基本方針

### ⑤持続可能な公共空間マネジメントの展開

水辺空間を快適で滞在したくなる空間とするためには、整備された空間が適切に維持管理されていることや利活用によって適度な活気を感じられることが重要です。

行政は公共空間の整備と維持管理を担っていますが、限られた財源のなかでは、地域が望む公共サービスを満足できない可能性があります。一方、利活用については、ノウハウの蓄積や地域事情に精通する民間主体が取り組むことで、利用者に対してより質の高い体験を提供できると考えます。

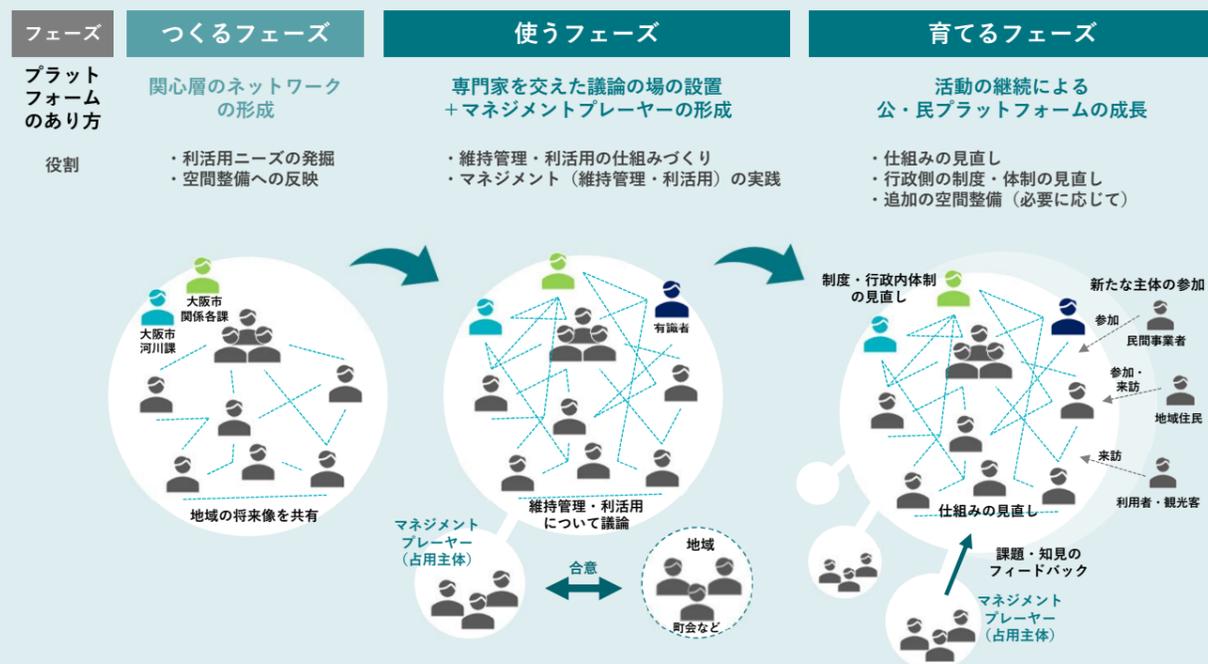
したがって、**公民連携による公共空間マネジメント**を目指します。

公民連携による公共空間マネジメントの実現に向け、公・民で話合う場（プラットフォーム）を水辺空間を“つくる”から、“使う”、“育てる”までフェーズに併せて設定します。

まず、基本方針③の“つくる”フェーズで形成したネットワークをベースに、“使う”フェーズに向けて有識者を含めて維持管理・利活用（まとめてマネジメントと呼ぶ）の仕組みを議論する場を設け、実際に担い手となるマネジメントプレーヤー※を形成します。

“育てる”フェーズとして、マネジメントを実践するなかで得られた知見や課題をフィードバックしつつ、会議体ではマネジメントの仕組みを、行政では制度や行政内体制を見直すことで、持続的なマネジメントを展開します。

※マネジメントプレーヤーの想定として、テラス席の設置やイベント開催を希望する事業者や、植栽管理に参画したい地域団体などが挙げられます。



リバーテラスを“つくる”から、“育てる”までのフェーズ毎のプラットフォームのイメージ

### 具体的な取組内容（案）

➤ 公民連携による維持管理・利活用の実践

地域住民や事業者といった民間のマネジメントプレーヤーと連携して、維持管理や利活用について役割分担を明確化し、持続可能な仕組みづくりとその運用を実践します。

#### 公・民による空間管理の役割分担の事例

地域住民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の清掃</li> <li>・ 除草</li> <li>・ 水やり</li> <li>・ 遊具などの異常発見時の市役所への連絡など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の管理</li> <li>・ 施設の修理・改修</li> <li>・ 清掃用具、種子、球根などの提供</li> <li>・ 助言、指導</li> <li>・ ごみの収集</li> <li>・ 活動に対する交付金の給付など</li> </ul>

▲豊中市 公園・緑道における自主管理協定制度と愛護活動

➤ 制度や行政内の体制の見直しによる柔軟な対応の実現

リバーテラスの利活用は民間が主体となって取り組むことを想定していますが、空間の所有者である行政側では、占用申請窓口の一本化や各種制度の充実によって、利活用を支援することを目指します。

## 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年	
1 月	第 2 回検討会 (24 日 (本日))
4 月	第 3 回検討会 (将来像／事業の進め方／パブコメ案 等)
5 月	(社会実験) (空間利活用可能性の検証 (本町橋下～東横堀公園))
夏頃	パブリックコメント 実施 (シンポジウム) (東横堀川の課題・取組紹介／河川空間の利活用の既存事例紹介／利活用に関する <sup>ハ</sup> ネット <sup>イ</sup> スカッション 等) ※実施方法調整中
	第 4 回検討会 (パブコメ結果／公表版の確認 等)
秋頃	基本方針「公表」